

北陸新幹線「越前たけふ駅」周辺での
越前市版スマートシティ形成に
向けた官民連携（PPP）プロジェクト

パートナー企業選定に係る公募型プロポーザル

【実施要領】

令和3年（2021年）5月26日

越前市

【目 次】

1.事業の概要.....	1
(1)事業の背景	1
(2)官民連携（PPP）プロジェクトの目的	1
2.公募の概要.....	2
(1)本プロジェクトの対象区域.....	2
(2)パートナー企業選定後のプロジェクトの予定	6
3.募集及び選定手続	7
(1)審査方式	7
(2)参加資格要件.....	7
(3)参加資格に係る留意事項.....	8
(4)審査の手順、選定スケジュール、提出書類一式	9
4.その他	14
(1)公表資料・参考資料	14
(2)問合せ先	14

本実施要領は、越前市内に開業予定の北陸新幹線「越前たけふ駅」周辺エリアにおいて、オープンイノベーションの推進による成長領域の産業集積、それを起点とした越前市版スマートシティの形成を実現するため、本市と連携して事業を推進する民間開発事業者をパートナー企業として提案の募集及び選定するにあたり、提案に参加しようとする事業者（以下「提案参加者」という。）を対象に作成したものである。

提案参加者は、本実施要領のほか、併せて公表した審査基準書、様式集、関連資料等を十分に確認のうえ、必要な手続を行うこと。

1. 事業の概要

(1) 事業の背景

本市は、製造品出荷額等が福井県内 1 位を誇る北陸有数のモノづくり都市であり、令和 2 年 3 月に改定した市産業活性化プランに基づき、これからの産業活性化に向けて、オープンイノベーションの推進と新たな産業集積地の検討を進めている。

また、令和 6 年（2024 年）春の北陸新幹線敦賀延伸に伴う越前たけふ駅の開業を控え、約 100ha の新幹線駅周辺エリアのまちづくりについて、令和 2 年 3 月に南越駅周辺まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、「地域特性を活かした未来都市の創造」を目指し、地域のポテンシャルを活かすとともに、未来的な挑戦を進めていくほか、まちを包み込むメッセージとして「越前市版スマートシティ」と「フォレストシティ」の 2 つのコンセプトを掲げ、これらを理念としてまちづくりを進めていくこととしている。〔参照 南越駅周辺まちづくり計画〕

これらを踏まえ、本市では令和 3 年 3 月に策定した「越前市オープンイノベーション推進ビジョン」において、新幹線駅周辺をフィールドに「『モノづくり×先端テクノロジー×環境・エネルギー領域』において新たな産業と新たな事業が生み出されるまち」を目指し、成長領域である「環境・エネルギー領域」の産業集積と、対象区域へのスマートシティ関連技術の実装、これらを起点とした越前市版スマートシティの形成を図ろうとしている。〔参照 越前市オープンイノベーション推進ビジョン〕

また、新幹線駅周辺エリアの付加価値向上に向けて、令和 2 年度に環境省からの補助を受け、エリアへの再生エネルギー導入可能性に関する調査を実施したところである。

(2) 官民連携（PPP）プロジェクトの目的

(1) に挙げた新幹線駅周辺での越前市版スマートシティの形成に向けては、開発手法やスマートシティ関連技術の実装、事業費の捻出、開発後の企業誘致などについて、大規模な開発実績やこれらに関するノウハウを有する民間開発事業者の参画が必要である。

そこで本市では、事業に高い意欲を示し、越前市及び新幹線駅周辺エリアの魅力あるまちづくりや産業集積につながる提案かつ一体的な開発を担うことが可能な民間開発事業者をパートナー企業として選定し、本市・パートナー企業・地元団体（組織）等が連携して事業を推進する官民連携（PPP）での一体開発（以下「本プロジェクト」という。）を行うおうとするものである。

なお、選定されたパートナー企業は、本市・地元団体（組織）などと本プロジェクトに係る基本協定を締結し、提案内容に基づき、本市と共に事業実施計画書を作成することを予定している。

2. 公募の概要

(1) 本プロジェクトの対象区域

① 範囲

本プロジェクトの対象区域の範囲は、まちづくり計画の対象エリア全体（先行整備ゾーン※を除く）を基本とし、区域全体の面的開発を推進する意向である。

まちづくり計画の対象エリアについては、図表1～3及びまちづくり計画を参照すること。

※土地利用ゾーニング・先行整備ゾーンについて

まちづくり計画では、需要に応じた段階的な開発を進める目安として、対象エリアの土地利用ゾーニングを示している（図表3参照）。

このうち先行整備ゾーンは、駅舎に最も近いエリアを指し、駅開業時に「新幹線駅としての基本機能」の導入を積極的に図るゾーンとして、道の駅やホテル等の立地を想定している。また、公共が整備する駅前広場や道の駅は開業時に完成予定であるほか、宿泊施設等の民間活力を誘導する基本的な機能についても早期立地に向けた準備を進めている。

同ゾーンは、本プロジェクトの対象区域からは除いているが、提案参加者には一体的な賑わい創出の観点を踏まえるよう求める。

対象区域全体については、対象区域全体の面的開発の着実な推進と、魅力を最大限創出する観点から、まちづくり計画を参照することを基本としつつも、ゾーニングや機能配置等に関する自由な提案を妨げるものではない。

図表1 北陸新幹線越前たけふ駅の位置



図表2 まちづくり計画対象エリア



空中写真：越前市

図表3 土地利用ゾーニングと各ゾーンの位置づけ



図表1～3 (出典) 南越駅周辺まちづくり計画 (令和2年3月)

② 対象区域に関する主な情報

本プロジェクトの対象区域に関する主な情報は次のとおりである。

図表4 対象区域における土地利用規制等、インフラ、他
【土地利用規制等】

項目	内容
所在地	越前市大屋町、岩内町、葛岡町、庄田町、庄町
敷地面積	まちづくり計画対象エリア全体 約100ha
土地所有区分	民有地
都市計画 区域区分、他	・非線引き都市計画区域 ・用途を指定していない地域（一部準工業地域を含む） ・農業振興地域
地区計画	北陸新幹線新駅周辺地区
容積率／建蔽率	100%（準工業地域については200%）／60%

〔参照 越前市ホームページ及び新幹線駅周辺まちづくりガイドライン〕

【新幹線駅周辺まちづくりガイドライン（抜粋）】

項目	内容
地区計画	・敷地面積の最低限度 3,000㎡ ・建物用途の制限（風俗施設などの禁止）
開発基準	・隣接する農地と建築壁面との3m以上の緩衝部分の確保 ・開発区域面積の5%以上の公園、緑地、広場の確保（義務） ※敷地面積の10%以上の緑化を努力目標として設定
整備指針	・開発の単位は概ね1.0ha以上 ・営農への配慮 ・景観条例にもとづく景観形成基準に準じた計画 ・居心地がよく人が惹きつけられる魅力ある空間デザインの検討 ・山と緑の景観軸において緑視率25%以上の確保 ・最先端技術の活用等による安心安全なまちづくりの推進
都市基盤の 考え方	<p>100haの広がりをもつ新幹線駅周辺の開発を誘導するため、主な都市基盤施設については、民間の開発の進捗に合わせて公共が整備していきます。</p> <p>開発地の土地利用を図るための道路や緑地、給排水施設などの都市基盤については、開発を進める民間事業者の皆さんに、必要に応じて適切に整備していただくことを基本とします。</p> <p><整備中の都市基盤施設の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ●駅前広場等 新幹線駅の駅前広場として整備。交通広場の他、道の駅、多目的広場、駐車場等を整備。 ●南越前線 国道8号と新幹線駅を結ぶ路線。幅員23.5m、片側2車線。 ●武生インター線 武生インターと新幹線駅を結ぶ路線。幅員11.5m、片側1車線。

〔参照 新幹線駅周辺まちづくりガイドライン〕

【インフラ条件等】

項目	内容
電力供給	事業の規模に応じて、一般送配電事業者が供給工事を行う。 詳細は、今後の事業実施計画に基づき協議が必要。
ガス供給	都市ガス非供給地域
上水道	主要幹線道路に沿って本市が整備する。 その他の整備については、本市と協議が必要。
工業用水	現時点で敷設予定なし。 今後の事業実施計画に基づき、供給方法を本市と協議が必要。
下水道	主要幹線道路に沿って本市が整備する。 その他の整備については、本市と協議が必要。
農業用水用 パイプライン	まちづくり計画参照
高圧鉄塔	まちづくり計画参照

③ 施設・機能・インフラ等の整備に関する条件

ア 基本的な考え方

施設・機能・インフラ等の配置・整備に関しては、まちづくり計画（令和2年3月策定）、新幹線駅周辺まちづくりガイドライン（令和3年3月策定）、越前市オープンイノベーション推進ビジョン（令和3年3月策定）、その他関連計画に基づき、越前市版スマートシティの形成（実現）を目指し、パートナー企業の提案を踏まえ、地権者や地元団体（組織）、関係団体との協議を経て事業実施計画書に反映する。

イ 緑地面積の確保

新幹線駅周辺まちづくりガイドラインに基づき、事業対象用地内においては、公園・緑地・広場等により5%以上の緑地率の確保が必要となる。

その他ガイドラインを参照すること。

〔参照 新幹線駅周辺まちづくりガイドライン〕

ウ 主な都市整備基盤（道路等）

対象区域では、県道南越駅線及び県道武生インター線が整備中である。

この他、対象区域内を南北に縦断する予定の主要幹線については、都市基盤として市道認定しており、今後、予備設計等を予定している。

なお、この道路には農業用の大口径パイプラインが埋設されており、道路線形の変更は認められない。

エ 景観形成への配慮

パートナー企業は、新幹線駅周辺まちづくりガイドライン及び施設配置・整備に際して本市が定める景観計画及び景観条例、景観規則を踏まえた景観形成に配慮すること。

〔参照 新幹線駅周辺まちづくりガイドライン、越前市景観計画〕

オ 施設整備に係る各種申請手続等

本プロジェクトに際して必要となる各種手続については、パートナー企業、本市、進出企業の責任と負担において、関係法令に従い、必要な協議、申請手続等が必要となる。

カ 補助制度

事業内容に応じ、国・県・本市等の補助制度（開発に係る補助、進出企業に対する補助制度等）を積極的に活用することを想定している。

そのため、本市とパートナー企業は補助制度の活用に必要な申請・承認手続等について相互に協力する。

キ その他

パートナー企業は、本プロジェクトに際して上記以外の内容についても関係法規則を遵守して施設整備等を推進すること。

なお、各種条件の変更について、変更可能なものについては、パートナー企業の責任と負担において実施する場合は、これを妨げるものではない。

ただし、事前に本市へ相談の上、関係法令に従い必要な協議、申請手続等を実施すること。

(2) パートナー企業選定後のプロジェクトの予定

パートナー企業選定後、本市・パートナー企業・地元団体（組織）等は、本プロジェクトの推進及び事業実施計画書の作成等について確認するため、基本協定を締結予定である。

事業実施計画書は、基本協定締結後、本市とパートナー企業が連携して作成するものであり、提案内容を踏まえ、地権者・地元団体（組織）等と協議・調整を行い、計画範囲や事業スキーム、役割分担、リスク分担、資金調達や事業採算性等を検討して作成する。

事業実施計画書を作成後、本市とパートナー企業、地元団体（組織）等との間で本プロジェクトの推進に係る協定を締結し、本プロジェクトに着手することとする。

図表5 本プロジェクトの予定

時期	手続等項目
令和3年 8月中旬	基本協定締結 (本市・パートナー企業・地元等)
令和3年 8月下旬以降	事業実施計画書の作成
事業実施計画書 作成後	プロジェクト推進に係る協定締結 (本市・パートナー企業・地元等)

※現時点での予定であり、本市・パートナー企業・地元等との協議により調整する。

3. 募集及び選定手続

(1) 審査方式

提案参加者のうち、最も優れた提案をした者（以下、「最優秀提案者」という。）を決定する公募型プロポーザル方式を採用する（最優秀提案者の決定方法等は、審査基準書に記載のとおり）。

市長は、審査委員会による審査結果（最優秀提案者の決定）を踏まえ、本プロジェクトのパートナー企業を選定する。

なお、当該審査を経て選定されたパートナー企業について、何らかの理由により、協議が整わない場合や本プロジェクトを遂行できないと認められる場合においても、次点を繰り上げてパートナー企業に選定することはしないものとする。

※プロポーザル方式採用の理由

越前市版スマートシティの形成に向けては、開発手法やスマートシティ関連技術の実装、事業費の捻出、開発後の企業誘致などについて、ノウハウや実績が豊富である民間開発事業者をパートナー企業として選定する必要があり、提案参加者が有するノウハウ等を活かした魅力的かつ実現性の高い提案を最大限評価することが求められるため。

(2) 参加資格要件

提案参加者は、本プロジェクトのパートナー企業（民間開発事業者）として参画する者で、以下に掲げる要件を満たし、単独の法人又は複数の法人で構成されるグループとする。

また、グループで応募する場合、グループを構成する各企業を構成企業とし、オ・カの要件は構成企業のいずれかが満たしていることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

イ 参加資格確認基準日からパートナー企業の選定日までの期間に、越前市指名停止等措置等による指名停止措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。

エ 国税（法人税、消費税、地方法人税）を滞納していないこと。

オ 過去に、カーボンニュートラルを含むスマートシティに関する都市開発等に参画した実績を有すること（現在進行中の事業を含む）。

カ 過去に、大規模な都市開発等（およそ20ha以上）を手掛けた実績を有する者であること（現在進行中の事業を含む）。

キ 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外

の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。)が次に掲げる(ア)から(工)まですべての要件を満たすものであること。

(ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。

(イ)暴力団又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統率下にある法人等でないこと。

(ウ)法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

(エ)法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

(3) 参加資格に係る留意事項

① 構成企業の明示

グループで応募する場合には、構成企業のうち1社を代表企業と定め、その代表企業が応募に係る必要手続を行うこととし、参加資格審査書類の提出時にはグループにおける構成企業について明らかにすること。

② 構成企業による複数応募の禁止

グループの構成企業は、他の提案参加者の構成企業になることはできない。

③ 共同企業体(JV)による応募

本事業への共同企業体(JV)による応募は可能とする。

④ 構成企業の変更

代表企業は、やむを得ず構成企業を変更する必要がある場合は、事前に本市と協議を行い、承諾を得た場合に限りこれを認める。

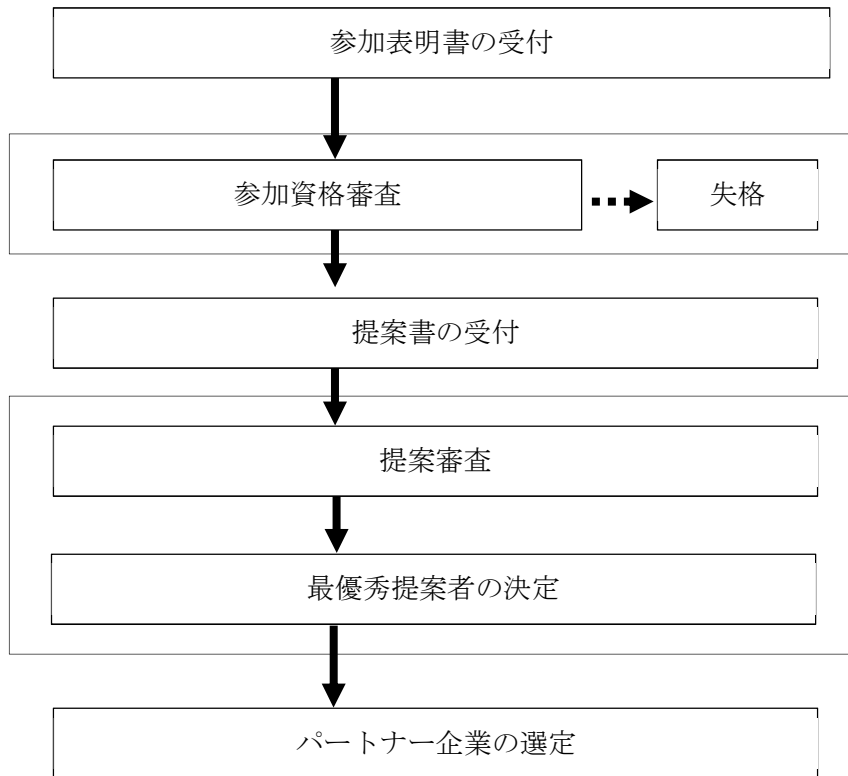
⑤ 最優秀提案者決定後の手続

パートナー企業に選定された提案参加者は、越前市指名競争入札参加資格者でない場合、速やかに入札参加資格審査申請書及び債権者・受取人登録申請書を提出すること。

(4) 審査の手順、選定スケジュール、提出書類一式

審査の手順と、それに伴う選定スケジュール、提出書類一式は図表6～8のとおり。

図表6 審査の手順



図表7 募集及び選定スケジュール

内容	日程
実施要領等公表	令和3年5月26日(水)
実施要領等に関する質問受付(第1回)	令和3年5月26日(水)～5月28日(金) 午後5時
実施要領等に関する質問回答(第1回) (公表)	令和3年6月1日(火)
参加表明書等受付	令和3年5月26日(水)～6月3日(木) 午後5時
参加資格審査書類受付	令和3年5月26日(水)～6月9日(水) 午後5時
参加資格審査結果通知	令和3年6月14日(月)
実施要領等に関する質問受付(第2回)	令和3年6月14日(月)～6月30日(水) 午後5時
実施要領等に関する質問回答(第2回) (公表)	令和3年7月5日(月)
提案書等受付	令和3年6月14日(月)～7月15日(木) 午後5時
審査委員会における提案審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和3年7月30日(金)
パートナー企業選定結果公表	令和3年8月上旬
基本協定締結	令和3年8月中旬

※上記のスケジュールは現時点での予定であり変更される場合がある。

図表8 提出書類一覧

段階	提出書類	様式	提出	部数	備考	
質問(第1回)	実施要領等に関する質問書(第1回)	1-1	メール	—		
参加表明	参加表明書(単独)	2-1	メール	—	グループで参加する場合のみ。	
	参加表明書(グループ)	2-2		—		
	提案参加者の構成表	2-3		—		
参加資格審査	参加資格審査申込書	3-1	メール 郵送 持参	1	写し可、3か月以内に発行されたものに限る。	
	事業実績概要書	3-2		1		
	暴力団の排除に関する確約書	3-3		1		
	納税証明書(国税) ※「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか	—		1		
	財務諸表(直近3期分)	—		1		写し可。
	商業登記簿謄本	—		1		写し可、3か月以内に発行されたものに限る。

	事業者概要（パンフレット等）	－		1	
質問（第2回）	実施要領等に関する質問書（第2回）	4－1	メール	－	
提案書 提出	提案書（表紙）	5－1	郵送 持参	正1 副9	【提案書】 表紙・目次等を除き A4版で20ページ （A3版は10ページ） 以内。
	提案項目一覧表	5－2			
	提案書（提案内容 本編）	任意			
	提案書概要	任意			
	電子データ（CD-R）	－		1	【提案書概要】 A3版1ページ
その他	参加辞退届	6－1	郵送 持参	1	

●質問（第1回）

ア 期間 : 令和3年5月26日（水）～5月28日（金）

イ 受付時間 : 随時。ただし、5月28日（金）は午後5時まで。

ウ 提出先 : 4.（2）問合せ先を参照

エ 提出書類・提出方法 :

【様式1－1】に質問事項を記載のうえ、電子メールでファイルを添付し提出すること。

オ 留意事項 :

（ア）件名は「実施要領等に関する質問（第1回）」とすること。

（イ）電子メール送信後、電話にて受信・開封を確認すること。

カ 質問回答 :

受け付けた質問に対する回答は、提案参加者の特定や個別提案等に影響が生じる可能性があるものを除き、6月1日（火）までに市ホームページにおいて公表する。

●参加表明

ア 受付期間 : 令和3年5月26日（水）～6月3日（木）

イ 受付時間 : 随時。ただし、6月3日（木）は午後5時まで。

ウ 提出先 : 4.（2）問合せ先を参照

エ 提出書類・提出方法 :

【様式2－1】【様式2－2】【様式2－3】を電子メールでファイルを添付し提出すること。

オ 留意事項 :

（ア）参加表明書への押印は不要とする。

（イ）電子メールによる提出の場合は、提出後、電話により受信・開封を確認すること。

●参加資格審査

ア 受付期間：令和3年5月26日（水）～6月9日（水）

イ 受付時間：随時。ただし、6月9日（水）は午後5時まで。

ウ 提出先：4.（2）問合せ先を参照

エ 提出書類・提出方法：

必要書類（【様式3-1】【様式3-2】【様式3-3】及び添付資料）を電子メール、郵送（書留郵便等追跡可能な送付方法）、又は持参により提出すること。

オ 留意事項：

（ア）提出書類は返還しないことに留意すること。

（イ）郵送の場合は受付期間内に到着するもののみ受け付ける（ただし、本市着が提出期限に間に合わない可能性がある場合は必ず本市担当部署まで連絡すること）。

（ウ）電子メールによる提出の場合は、提出後、電話により受信・開封を確認すること。

カ 参加資格審査結果通知：

提案参加者から提出された参加表明書等の書類に基づき本市が審査を行い、6月14日（月）までに参加資格の有無について審査結果を電子メールで通知する。

●質問（第2回）

ア 受付期間：令和3年6月14日（月）～6月30日（水）

イ 受付時間：随時。ただし、6月30日（水）は午後5時まで。

ウ 提出先：4.（2）問合せ先を参照

エ 提出書類・方法：

【様式4-1】に質問事項を記載のうえ、電子メールでファイルを添付し提出すること。

オ 留意事項：

（ア）件名は「実施要領等に関する質問（第2回）」とすること。

（イ）電子メール送信後、電話にて受信・開封を確認すること。

カ 質問回答：

受け付けた質問に対する回答は、提案参加者の特定や個別提案等に影響が生じる可能性があるものを除き、7月5日（月）までに市ホームページにおいて公表する。

●提案書受付

ア 受付期間：令和3年6月14日（月）～7月15日（木）

イ 受付時間：随時。ただし、7月15日（木）は午後5時まで。

ウ 提出先：4.（2）問合せ先を参照

エ 提出書類・方法：

実施要領公表時に併せて公表する様式に記載された必要書類（【様式5-1】【様式5-2】提案書概要、提案書及び電子データ（CD-R））を郵送（書留郵便等追跡可能な送付方法）又は持参により提出すること。

提案書は表紙・目次を除きA4判20ページ（全てA3判に換算して10ページ）以内、提案書概要はA3判1ページとする。

提出部数は、正本1部、副本9部とし、副本には企業名やグループ名等、提案者を特定できるような記載箇所は黒塗りすること（詳細は様式集P2参照）。

オ 留意事項：

- (ア) FAXや電子メールによる提出は不可とする。
- (イ) 提出書類は返還しないことに留意すること。
- (ウ) 郵送の場合には受付期間内に到着するもののみ受け付ける（ただし、本市着が提出期限に間に合わない可能性がある場合は必ず本市担当部署まで連絡すること）。
- (エ) 提出された提案内容について、プレゼンテーション・ヒアリング当日までに質問等を連絡する場合がある。回答方法（例：当日口頭での回答を求める、など）については質問連絡時に記載する。
- (オ) 最優秀提案者による提案内容の一部を公表する場合は、最優秀提案者決定後、双方協議の上その内容を検討することとする。
- (カ) 提案書類は越前市情報公開条例にもとづく開示請求があった場合は、原則として開示する（最優秀提案者の決定前において、審査に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする）。ただし、プロジェクトや提案参加者の事業上、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報等は、同条例の規定により不開示とする。
- (キ) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、本審査の作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。

●提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提案審査は、審査委員会を設置し、当該委員会が最優秀提案者を決定する。

最優秀提案者の決定に際しては、別添「審査基準書」に基づき、提出書類等について審査を行う。

なお、提出書類等の内容について疑義がある場合には、提案参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

審査委員会において最優秀提案者を決定するため、提案参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施については次のとおり予定しているが、日時や場所等の実施要領については、提案参加者に対して個別に連絡する。

ア 実施日：令和3年7月30日（金）（時間は提案参加者に後日連絡）

イ 実施場所：越前市役所又は周辺会議室（提案参加者に後日連絡）

ウ 審査結果の通知・公表：

提案審査の結果については、8月上旬を目途に提案参加者に通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

エ その他：

- (ア)原則として、1者あたりプレゼンテーション30分、質疑応答15分程度とし、順次個別に行う。
- (イ)出席者は主たる担当者を含め5名以内とする。
- (ウ)プレゼンテーション内容は提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。
- (エ)説明者はプレゼンテーション会場で説明を行うものとする。その際、プレゼン資料を画面に投影することを認める。ただし、投影する資料は提案書の内容を逸脱しないこと。なお、スクリーン、プロジェクタ、HDMI・VGA ケーブルは当方で用意する。
- (オ)出席予定者は当日の朝に必ず検温を行うこと。また、検温結果で37.5℃以上、咳、倦怠感、息苦しさ等風邪の症状が感じられる場合は、本審査会への出席はできないものとする。
- (カ)参加者が1者であった場合でも、提案書等の審査を行い、一定の評価基準に達し、適当と判断した場合は、その旨を市長に報告する。市長は、審査委員会からの報告をもとに、その事業者をパートナー企業として選定する。

4. その他

(1) 公表資料・参考資料

ア 実施要領等公募資料

- (ア)実施要領
- (イ)審査基準書
- (ウ)様式集

イ 参考資料

- (ア)越前市オープンイノベーション推進ビジョン（令和3年3月策定）
- (イ)南越駅周辺まちづくり計画（令和2年3月策定）
- (ウ)越前市新幹線駅周辺まちづくりガイドライン（令和3年3月策定）

(2) 問合せ先

プロポーザルを実施するにあたっての問合せ先は次のとおりである。

- 担当部署 : 越前市役所 産業環境部 産業政策課
- 担当 : 川端、丸山、橋本、清水
- 住所 : 〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13-7
- 電話・FAX : 0778-22-3047 ・ 0778-22-5167
- 電子メール : syoukou@city.echizen.lg.jp
- ホームページ : <http://www.city.echizen.lg.jp/office/060/010/index.html>
- ※ プロポーザルの実施に係るお知らせや情報提供等は、原則として上記の本市ホームページにて公表する。